

町政懇談会を開催します

町長と一緒にまちの課題や未来について、ひざを交えて語り合いませんか？
町民の方であればどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

☆ 日 時 11月10日(金) 18時30分～

☆ 場 所 中央公民館 小ホール



➡お問合せ 地域振興課広報広聴係 ☎ 68-7013(課直通)

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告をすることによって社会保険料控除を受けることができます。

対象者には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次の時期に送付されますので、年末調整や確定申告のときに使用してください。

	対象者	送付時期
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
②	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者を除く)	令和6年2月上旬

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

➡お問合せ ●日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)

※ 050から始まる電話の場合 ☎ 03-6630-2525